

【当院は厚生労働省に定める基準に基づいて診療を行っている

《保険医療機関》です

2026.6

◆ 指定医療等

- 保険医療機関
- 小児慢性特定疾病指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 被爆者一般疾病医療機関
- 第二種協定指定医療機関

◆ 施設基準の届け出

- 小児科外来診療料
- 外来感染対策向上加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算
- 抗菌薬適正使用体制加算
- 外来在宅ベースアップ評価料（I）
- サーベイランス強化加算
- 下肢創傷処置管理料
- 後発医薬品使用体制加算

✓ 電子的診療情報連携体制整備加算

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を診察室等で閲覧、活用できる体制を有しています。
4. 診療報酬明細書の無償交付を行っています。
5. マイナンバー保険証利用率（30%以上）
6. 電子処方箋を発行する体制を有しています。
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、院内掲示及び WEB サイトに掲示しています。
8. 診療情報を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に務めています。

✓ 明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報公開を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担ない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨お申し出下さい。

✓ 小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、抗菌薬の適正使用に関する患者・家族の理解向上に資する診療を評価する

『小児抗菌薬適正使用支援加算 80点』を算定しています。

急性気道感染症や急性下痢症の場合に診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められず抗菌薬を使用しない場合に6歳未満の患者さんの初診に限り算定致します。

✓ 一般名処方加算 1・2

当院で処方する院外処方せんは「一般名処方」に変更致します。

薬の名前は「商品名」と「一般名」があります。「商品名」は製薬会社が薬を販売するためにつけた名前です。製薬会社によって異なります。一方「一般名」は薬の有効成分の名前のことです。一般名処方では薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名前のみを表示する「一般名」で先発医薬品か後発医薬品（ジェネリック医薬品）を調剤薬局にて選択することができ、薬の選択の幅が広がります。

✓ 外来感染対策向上加算

当院では院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、院内研修会を年 2 回程度実施します。
- 感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めます。

✓ 外来在宅ベースアップ評価料（I）

当院では主として医療に従事する職員の賃金改善に図る体制につき、施設基準に適合したうえで、初診、再診を行った場合に所定点数を算定しています。本評価は医療に従事する職員の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。